

農業経営に関する補助制度等一覧

補助金等制度

【農業用機械・施設等導入】

名称	内容	補助率	主な対象者要件	その他(成果判定等)	窓口
強い農業・担い手づくり総合支援交付金 産地基幹施設等支援タイプ ※①	強い農業づくりに必要な産地基幹施設の整備等に取り組む場合に、補助金を交付	事業費の 1/2 以内 (上限額：20 億円等) ※事業費原則 5 千万円以上	・農協、農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体等 ・受益農業従事者が 5 名以上	国の配分基準に基づき、作目や整備内容に沿った様々な目標から 2 つを選択し、評価年度において成果目標を達成する	市
強い農業・担い手づくり総合支援交付金 先進的農業経営確立支援タイプ (融資主体補助型) ※①	融資を活用して農業用機械・施設を導入し経営改善・発展に取り組む場合に、融資残について補助金を交付	事業費の 3/10 以内 (上限額： 法人 1,500 万円、 個人 1,000 万円)	実質化された人・農地プランに位置づけられた中心的な経営体等	必須目標（付加価値額の拡大）に加え、選択目標（経営面積の拡大、農業経営の複合化等）から 1 つ以上選択し、評価年度において成果目標を達成する ※地域担い手育成支援タイプよりも高い目標設定が必要	市
強い農業・担い手づくり総合支援交付金 地域担い手育成支援タイプ (融資主体補助型) ※①	融資を活用して農業用機械・施設を導入し経営改善・発展に取り組む場合に、融資残について補助金を交付	事業費の 3/10 以内 (上限額： 法人・個人 300 万円)	実質化された人・農地プランに位置づけられた中心的な経営体等	必須目標（付加価値額の拡大）に加え、選択目標（経営面積の拡大、農業経営の複合化等）から 1 つ以上選択し、評価年度において成果目標を達成する	市

担い手確保・経営強化支援事業 ※①	先進的な農業経営の確立に取り組む担い手が融資を受けて行う機械・施設の導入する際、融資残について補助金を交付	事業費の 1/2 以内 (上限額： 個人 1,500 万円、 法人 3,000 万円)	実質化された人・農地プランに位置づけられた中心的な経営体等	必須目標（付加価値額の拡大）に加え、選択目標（経営面積の拡大、農業経営の複合化等）から1つ以上選択し、評価年度において成果目標を達成する	市
産地生産基盤パワーアップ事業 (収益向上対策) ※①	高収益な作物・栽培体系への転換を図る取組に必要な機械や機器のリース導入に要する経費、施設整備に必要な経費等に対して支援	施設整備：事業費の 1/2 以内 農業機械リース導入：本体価格の 1/2 以内 等	磐田市農業再生協議会で作成する「産地パワーアップ計画」に位置づけられている農業者団体等	8つの成果目標（販売額の10%以上の増加、契約栽培の割合10%以上の増加かつ全体の50%以上等）の中から1つを選択し評価年度において成果目標を達成する	市
施設園芸大国し ずおか構造改革 緊急対策事業	施設園芸の生産拡大のための鉄骨ハウス等の新設への助成	対象経費の 1/3 以内 (上限額：7,000 円/m ² 、ただし、メロン専用スリークオータ型ガラス温室の場合は、15 千円/m ² 。千円未満の端数がある場合は切捨て)	認定農業者、認定新規就農者 ※GAP等の認証を取得済み又は取得が確実な者	審査会において成果目標、計画評価をポイントにし、採択順位を決定。 対象品目は県指定作物及び県が実施した首都圏市場調査によりニーズがあると認められた戦略的作物	静岡県中遠農林事務所
次世代施設園芸 デジタル化支援 事業費補助金	施設園芸における複合環境制御装置の導入費用を助成	対象経費の 1/3 以内 上限額：1,000 千円/台 ※付帯設備は対象外	認定農業者、認定新規就農者	成果目標、経営水準及び現況についてポイント化し、採択順位を決定。 ・対象品目は県指定作物等	静岡県中遠農林事務所

【水田】

名称	内容	補助率	対象者要件	その他(成果判定等)	窓口
水田活用の直接支払交付金	水田で主食用米以外の作物（麦・大豆・飼料用米・野菜・花など）を販売目的で生産した場合に交付	飼料用米 55,000 円~/10 a 麦・大豆 35,000 円/10 a 等 産地交付金 1,840 円~/10 a (取組内容別・変動あり)	・販売目的で対象作物を水田で生産する販売農家 ・営農計画書を提出すること	現地確認により作付けを判定 出荷・販売が必要 申請期限：6月末	市
畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）	小麦、大豆、そば、なたね等を生産した場合に、生産量と品質に応じて交付 (交付単価は品質等に応じて増減)	(平均交付単価) 小麦 6,710 円/60kg 大豆 9,930 円/60kg そば 13,170 円/45kg なたね 8,000 円/60kg	認定農業者、集落営農、認定新規就農者	現地確認により作付けを判定 品質検査又は品質区分確認の手続きが必要 出荷・販売が必要 申請期限：6月末	市
農業経営基盤強化準備金	経営所得安定対策に加入している認定農業者が、その交付金を活用して、農地取得・農業機械購入等、設備投資に広く対応できるように、課税の対象となる所得を減額することができる制度	税制支援	次の全てに当てはまる者 ①青色申告している者 ②認定農業者又は認定新規就農者 ③経営所得安定対策の交付金又は水田活用直接支払交付金を受ける者	車両や中古品の取得は対象外 確定申告時に農林水産大臣より交付された証明書が必要 (手続きは確定申告の1か月前までに行う)	※ ⑦ 関東農政局静岡岡県拠点

【茶園】

名称	内容	補助率	対象者要件	その他(成果判定等)	窓口
茶園集積推進事業費補助金	茶園の集積を進めて茶業経営の効率化を図るため、農地中間管理機構を通じて借り受けた茶園において、茶樹改良等の取組(※③別表)を行う場合に補助	50,000円/10a	<ul style="list-style-type: none"> ・茶園の集積を進めている茶工場又は自園・自製を含めた茶工場の構成員 ・人・農地プランの中心経営体として位置づけられている又は位置づけられることが確実な者 		市
茶園転換支援事業費補助金	茶園の一部を他の作物へ転換し、茶生産者の経営の安定化を図るため、抜根から整地、定植までの費用を支援	総事業費の1/2 (上限額：300万円)	磐田市内に住所を有し、磐田市内の茶園を耕作している者(専業農家・第1種兼業農家、法人)	1経営体につき1回 転換後5年間は、転換作物(品目の変更は可)の栽培を行うこと	市

【荒廃農地】

名称	内容	補助率	対象者要件	その他(成果判定等)	窓口
荒廃農地対策事業費補助金	荒廃農地を再生・利用する取組やこれに附帯する施設等の整備等を支援するため、補助金を交付	※④別表のとおり (白地農地の場合市単独補助のみ)	対象者：認定農業者、認定新規就農者等 対象農地：農業委員会で荒廃農地として確認した農地、中間管理事業で権利設定した農地 事業費：200万円未満	再生後、5年間以上耕作すること	市

【雇用】

名称	内容	補助率	対象者要件	その他(成果判定等)	窓口
農の雇用事業	<p>農業法人等が新規就農者等を新たに雇用し、就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための実践的な研修等に対して助成</p> <p>①雇用就農者育成・独立支援タイプ ②新法人設立支援タイプ</p>	<p>・研修生一人当たり年間最大 120 万円</p> <p>【内訳】</p> <p>・新規就業者に対する研修費 月額最大 97,000 円 ・指導者研修費 年間最大 120,000 円</p>	新たに就業希望者を正規の従業員として雇用して研修を実施する農業法人等	<p>・特定された期間までに正規従業員として雇用し就業を開始しており、1 週間の所定労働時間が 35 時間以上であること。</p> <p>・研修生の年齢が正社員採用日時点で、原則 50 歳未満であること。</p> <p>※その他要件については静岡県農業会議 HP を確認ください。</p>	<p>静岡県農業会議</p> <p>※⑧</p>
シニア世代雇用就農支援事業費補助金	シニア世代(50 歳以上 65 歳未満)の就農希望者を新たに雇用し、就農に必要な実践的な研修等に対して助成。	<p>・研修生一人当たり年間最大 120 万円</p> <p>・新規就業者に対する研修費 月額最大 97,000 円 ・指導者研修費 年間最大 120,000 円</p>	新たに就業希望者を雇用して研修を実施する農業法人等	<p>令和 3 年度募集期間 7 月 1 日～9 月 17 日</p> <p>※その他要件については静岡県 HP を確認ください。</p>	静岡県中遠農林事務所

【新規就農者】

名称	内容	補助率	対象者要件	その他(成果判定等)	窓口
新規就農者受入 促進支援事業 (1) 中古農業用 ハウスの再整 備・改修費用	・パイプ等の交換・補修・補 強、被覆資材、内張りフィル ム、防虫ネット等の交換・追 加・補修	補助対象経費の 1/3 以内 (1)～(3)の取組ごとに 150 万円を上限とする	認定新規就農者 (申請時点で農業経営開始 から 1 年以内の方)	【令和 3 年度スケジュール】 第 1 回募集期間 4 月 16 日～5 月 25 日 第 2 回募集期間 7 月 7 日～8 月 25 日	静岡県中遠農林事務所
(2) 中古農業用 ハウス附帯設備 の再整備・改修 及び新規導入費 用	・中古農業用ハウスに附帯し ている既存の栽培管理設備の 修繕 ・中古農業用ハウスで使用す る栽培管理設備の新規導入				
(3) 中古農業用 機械の導入	・農機具販売業者からの中古 農業用機械の購入 ・地域の離農者等が保有する 中古農業機械の購入・修繕				

【経営継承】

名称	内容	補助率	対象者要件	その他(成果判定等)	窓口
経営継承・発展 等支援事業 ※②	担い手から経営を継承し、発 展させるための取組を支援。 ・対象経費は謝金、研修費、 旅費、機器装置等費、広報費、 開発・取得費、委託費等	上限 100 万円	人・農地プランの中心的経 営体等である後継者 ※農業次世代人材投資事業 (経営開始型)を受けてい ないこと。	経営発展計画を作成し、国の配 分基準に基づいたポイントに より採択順位を決定。 評価年度において成果目標を 達成する。	市

【その他補助金】

名称	内容	補助率	対象者要件	その他(成果判定等)	窓口
環境保全型農業 直接支払交付金 事業	化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援	カバークロップ 6,000 円/10a、有機農業 12,000 円/10a 等 (国予算に応じて減額あり)	農業者の組織する団体	<ul style="list-style-type: none"> ・団体への加入 ・申請農地の作付写真、生産記録、出荷伝票等の提出 ・国際水準GAPへの取組 等 	市
認定農業者等ステップアップ事業費補助金	意欲ある経営体を育成することにより活力ある産地形成を図るため、地域の担い手である認定農業者の積極的な取組みに対し補助	年間5万円を上限	認定農業者 認定新規就農者		市
磐田市未来の農業者育成事業費補助金	農業体験及び地場産品を使用した料理教室を通じて、市内の農業に対する理解を深め、将来、職業として農業を選択する子供等を育成するため、農業体験事業等を実施する市内農業者等に補助金を交付	年間10万円を上限 (年1回)	農業者 食育団体 消費者団体		市
磐田市野生鳥獣被害防止対策事業費補助金	野生鳥獣による農作物被害を防止するため、電気柵等の購入や設置をする者に対し、補助金を交付	対象経費の1/2以内 (上限額：個人100,000円 認定農業者150,000円)	認定農業者 自己の農地若しくは森林を所有する者 事業費：3万円以上		市

保険制度

名称	内容	補助率	対象者要件	その他	窓口
米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）	米、麦、大豆等の当年産収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てん	（標準的収入額－当年産収入額）×0.9 （内 1/4 農業者、3/4 国負担）	認定農業者、集落営農、認定新規就農者	掛捨てなし 申請期限：6月末 農産物検査及び出荷が証明できるものが対象	市
収入保険制度	保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を上限に補てん	詳細は窓口にお問い合わせ	青色申告を行っている農業者	類似制度（ナラシ対策、野菜価格安定制度等）との重複加入不可	静岡県農業共済組合 ※⑨

融資制度

名称	内容	融資額	対象者要件	その他	窓口
農業近代化資金	施設や農機具の取得、家畜購入、果樹植栽等の取組を行うときに借りることができる一般的な資金	貸付限度額 個人：1,800万円 法人：2億円等	認定農業者、その他担い手等	認定農業者の場合 貸付金利（%）：無利子～0.25 償還（据置）期間（年以内）： 15（7） 融資率（%）：100	金融機関（JA等）
農業経営基盤強化資金（スーパーL資金） ※⑤	償還期間が長い、借入金額が大きい、農地を取得するなどの場合に利用できる長期資金	貸付限度額 個人：3億円 法人：10億円	認定農業者	貸付金利（%）：無利子～0.30 償還（据置）期間（年以内）： 25（10） 融資率（%）：100	金融機関（JA等）
農林漁業セーフティネット資金 ※⑥	災害等の影響を受ける農林漁業者の資金繰りに支障が生じないよう、経営維持・再建のために必要な資金の実質無利子・無担保で利用できる資金	貸付限度額 一般：600万円	認定農業者等	貸付金利（%）：0.16 償還（据置）期間（年以内）： 10（3） 融資率（%）：100	金融機関（JA等）

※①～※②

国の予算がついた場合のみ実施できます。

現在の農業経営状況や3年後の目標水準等をポイント算定し、高得点の方から採択されます。

※③ 別表

取組メニュー	ポイント
①枕地の抜根、整地（両側）	17
②枕地の抜根、整地（片側）	8
③畝方向の統一（抜開、抜根）	78
④耕作道整備	17
⑤中切り又は台切り	93
⑥深刈り	37
⑦土壌改良（堆肥散布）	53
⑧深耕	51
⑨初期除草（手取り）	18

上記のメニューの合計が 100 ポイント以上必要となります。

※④ 別表

事業メニュー	県・市		市単独
	県	市	
再生作業	事業費の 1/2 以内	—	
	事業費の 1/2 以内	事業費の 1/2 以内 5 万円/10 a ※自主解消の場合	
土壌改良	事業費の 1/2 以内	—	
	事業費の 1/2 以内	2.5 万円/10 a	
施設等補完整備	事業費の 1/4 以内 事業費の 1/2 以内 ※農業用排水施設整備	—	
			事業費の 1/2 以内 ※農業用排水施設整備
	事業費の 1/4 以内 事業費の 1/2 以内 ※農業用排水施設整備	事業費の 1/2 以内	
			事業費の 1/2 以内 ※農業用排水施設整備

※⑤～※⑥

資金によって取扱金融機関が異なる場合があるため、詳しくは日本政策金融公庫静岡支店（054-205-6070）までお問い合わせください。

※⑦ 関東農政局静岡県拠点 静岡市葵区東草深町 7-18 電話 054-246-6121

※⑧ 静岡県農業会議 静岡市葵区追手町 9-18 電話 054-255-7934

※⑨ 静岡県農業共済組合中東遠地域センター 袋井市小山 20-1 電話 0538-42-2816